

保健環境委員活動ガイド

活動の目的と役割

私たち保健環境委員は、緑区の公衆衛生の活動推進と思想普及の中心となり、健康的で明るく清潔で住み良い街にするため、地区住民と保健センター、環境事業所のパイプ役として、次の目標をかかげて活動しています。

- 1 健康に対する住民の関心を高め、知識の向上に努め、健康の輪を広げる。
- 2 健康で明るい住みよい地域社会の実現をめざし、地区住民の健康を守るため、保健環境委員組織の強化に努める。
- 3 率先してごみマナーを守り、私たちの町を常に清潔に保ち、快適な環境づくりに努める。

休日・夜間の急病は

①まずかかりつけの医師へ

②次に休日急病診療所か休日夜間当番医へ

緑区休日急病診療所 ☎ 892-1133

③それでもだめなときは県救急医療情報センターへ ☎ 263-1133

緑保健センター 緑区相原郷一丁目715 ☎ 891-1411(代表)

FAX 891-5110

※子育て総合相談窓口 ☎ 899-6518

※健康ダイヤル ☎ 891-1771

※徳重分室 緑区元徳重一丁目401 ☎ 878-2227

緑環境事業所 緑区鳴海町字天白90 ☎ 891-0976

FAX 891-0276

緑保健センター直通電話番号案内

主な業務内容	電話番号	担当課係・担当グループ	
歯科保健、栄養指導、乳幼児健康診査、公害保健	891-3620	保健感染症係	保健 予 防 課
医療給付、こころの健康相談	891-3621		
健康づくり、感染症（結核含む）、がん検診、エイズ・予防接種	891-3623	感染症対策等担当	
高齢者・母子・難病に係る相談、訪問指導、新生児訪問	891-3628	保健看護担当	
母子健康手帳の交付	899-6518	子育て総合相談窓口 (子育て世代包括支援センター)	
保健環境委員、人口動態及び保健統計、保健衛生情報の運用・管理	891-3609	企画管理係	健康 安全 課
食品営業許可、食品の相談、犬の登録、狂犬病予防、動物の愛護、改葬許可	891-3632	食品衛生・動物愛護等担当	

以下の業務は、南 保健センターで行っています。

理容・美容所、クリーニング業、興行場、旅館業、家庭用品、公衆浴場・温泉、住宅宿泊事業（民泊）、薬局、薬事関係	614-2885	営業業務担当	環 境 業 務 室
特定建築物、専用水道・貯水槽水道等、プール等、墓地・納骨堂、浄化槽関係	614-2862	住居衛生担当	

具体的な保健環境委員の活動内容

区 分	活 動 内 容
保健センター 関 係	<p>① ロコモティブシンドローム予防活動の普及・啓発の推進</p> <p>② 介護予防事業、健康づくり事業及び子育て支援事業への協力 住民への周知、講習会への協力</p> <p>③ 血液確保対策の援助・協力</p> <p>④ 浸水時の消毒薬剤の配布 浸水家屋（床上浸水、床下浸水）に対する消毒薬剤の配布</p> <p>⑤ ネズミ、ゴキブリ防除等運動 防除等の自主的な地域組織活動、事業の広報</p> <p>⑥ 犬の登録と予防集合注射への協力</p> <p>⑦ その他事業・広報活動への協力 各種講習会、調査への協力 チラシ、ポスター等の回覧、掲示</p>

区 分	活 動 内 容
<p>環境事業所 関 係</p>	<p>① 資源・ごみの収集への協力 集積場所の設置・管理 収集日時の周知及び持ち出しの指導</p> <p>② 資源・ごみの減量・分別の推進への協力</p> <p>③ 不法投棄の監視・指導</p> <p>④ その他広報活動への協力 チラシ・ポスター等の回覧、掲示</p>
<p>そ の 他</p>	<p>① 保健環境委員大会の開催 毎年、保健環境委員の研鑽を目的とする、市保健環境委員大会を開催・参加する。 ※令和元年は、11月6日開催 ※場所は、名古屋国際会議場</p> <p>② 各種協議会への意見の反映 地域環境審議会等へ保健環境委員代表者が参加し、意見を反映する。</p>

保健環境委員制度について

沿革

活動の意義

- 社会から病気をなくし、みんなが健康な生活を営むために、できるだけ広い地域で組織的に公衆衛生活動を進めること

公衆衛生活動推進の3つの柱

- 行政機関（国、名古屋市）
- 専門機関（医師会など）
- 地域住民

沿革

- 昭和22年6月 名古屋市保健委員制度の発足
- 昭和23年7月 保健所法の改正に伴い、保健所に協力する組織として改正
- 昭和32年 保健委員規則の制定
- 平成27年4月 保健環境委員への名称変更

組織

委員

- 各町 推薦・選挙
- 区長 推薦
- 市長 委嘱

任期 現在第4次（任期：令和2年4月1日から4年3月31日）

- 2年（再任可能）
- 保健環境委員が交代する場合 学区会長から推薦書を提出 残任期間

保健環境委員の定数

- 全市 7404人（予定）
- 緑区 544人

組織・構成員

- 町 保健環境委員会 保健環境委員
- 学区保健環境委員会 町保健環境委員会の会長
- 区 保健環境委員会 学区保健環境委員の会長（緑区 28学区）
- 市 保健環境委員会 区保健環境委員会の正副会長（名古屋市 16区）

組織の役割

- 保健環境委員の職務の連絡調整
- 研究及び協議

費用弁償

根拠

- 名古屋市の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

報酬

- なし

費用弁償

- 月額2,459円の費用弁償を半期（6ヵ月）ごとに年2回に分けてそれぞれを10月と4月に口座振替にて支給

役割と活動

設置の目的

- 名古屋市の公衆衛生の向上推進
- 地区衛生活動の進展

職務

- 保健センター業務、環境事業所業務その他の公衆衛生事業への援助及び協力
- 公衆衛生思想の普及啓発
- その他公衆衛生に関し必要な事項

心得

- 正しい知識を持つこと（保健環境委員手帳）
- 自ら実践することと地域に正しい知識を普及させること（健康的な生活習慣に結び付くことに留意）

具体的な活動

地域活動のリーダー

- 地域で一斉に行うことで効果をあげる
- 事業の周知と参加者の取りまとめ
- 地域の意見の取りまとめ

町内会や自治会の理解と協力を得る

- 地域の多くの人に参加できるように、地域の役員と実施月日や方法、広報の仕方を相談する
- 保健センターや環境事業所と密接な連絡を取る
- 活動の結果を住民に知らせ、できれば反省会を開き次回の参考とする

行政とのパイプ役

- 保健センターや環境事業所の業務の日程を広報する
- 公害の苦情を行政に伝える
- 保健センター業務、環境事業所業務、環境保全業務への協力
- 保健センターや環境事業所に住民の要望を反映させる

町内会等とのつながり

- その町の公衆衛生活動の推進力となる役割
- 町内会の保健部・衛生部などの役職との兼務で連携強化

顕彰

表彰

- 知事表彰、市長表彰、会長表彰、局長表彰

感謝状

- 50年、40年、30年、20年、10年勤続感謝状

公務災害補償

公務上の災害を受けた場合

- 負傷、疾病、障害又は死亡

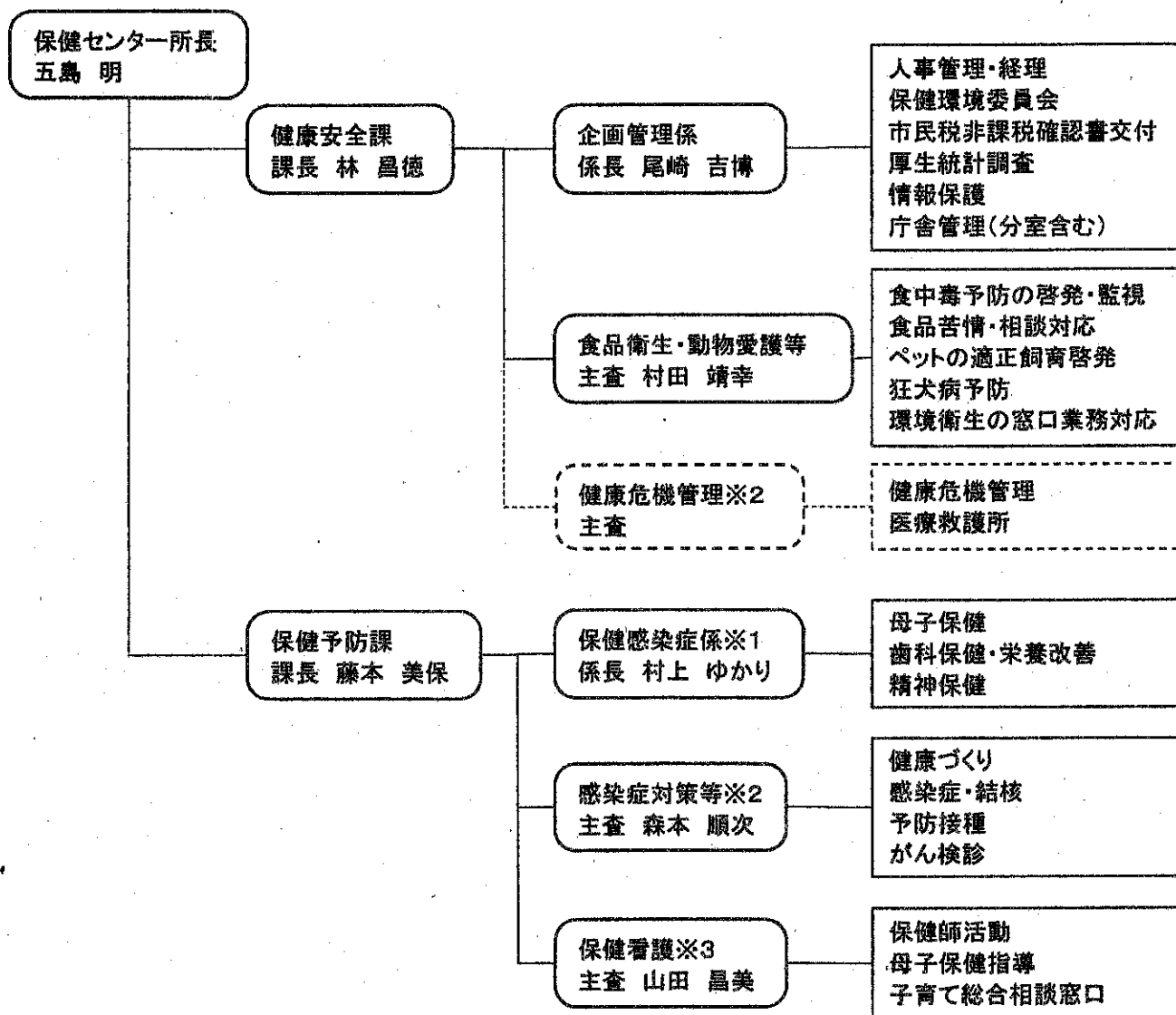
補償の種類

- 療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償（年金、一時金）、介護補償、遺族補償（年金、一時金）、葬祭補償

- 災害にあわれたときはすみやかに保健センターへ申出を

緑保健センター組織図

令和2年4月1日現在



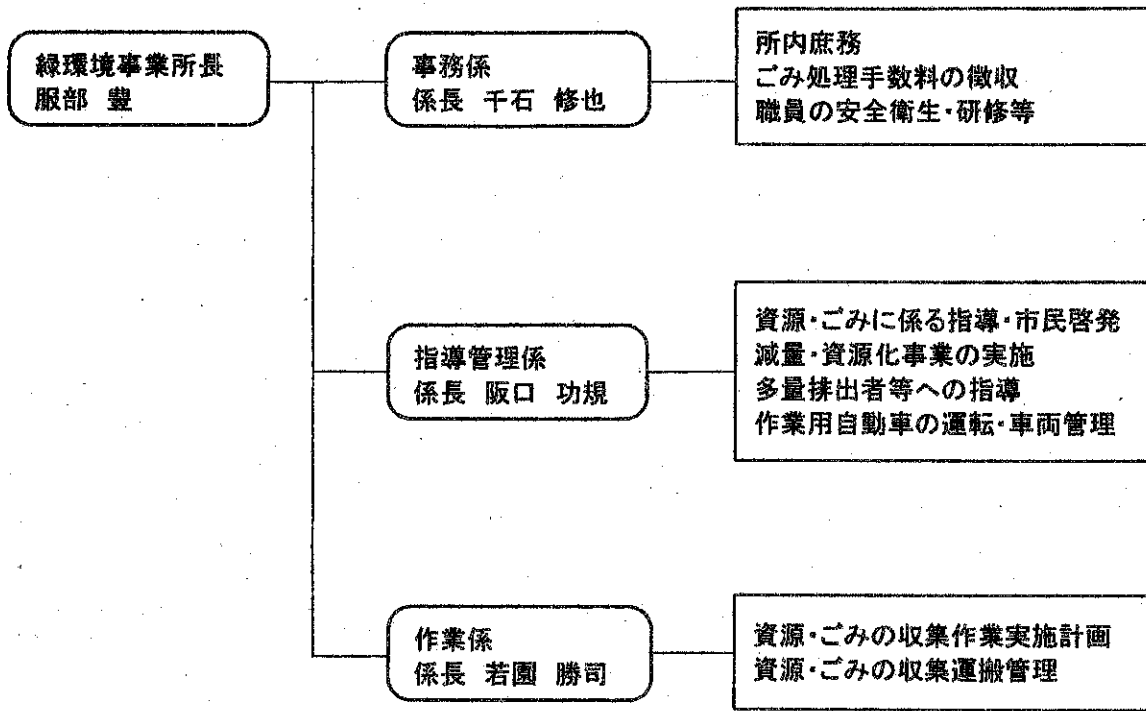
※1 保健感染症係長は、福祉課主査(精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整)を兼務する。

※2 保健予防課主査(感染症対策等)は、健康安全課主査(健康危機管理)を兼務する。

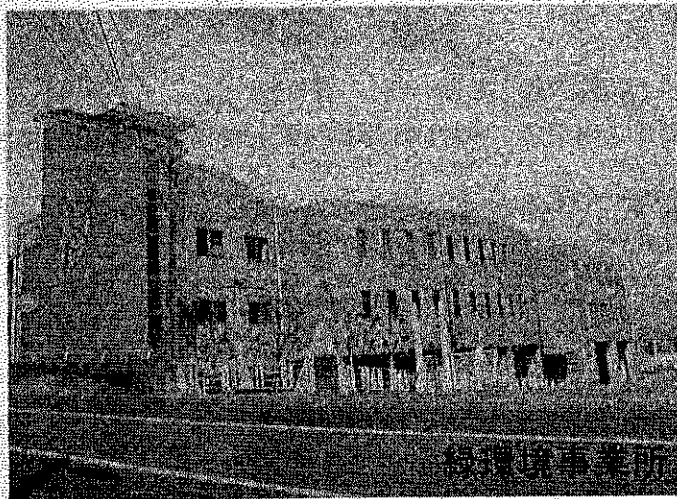
※3 保健予防課主査(保健看護)は、民生子ども課主査(健康管理支援)を兼務する。

緑環境事業所組織図

令和2年4月1日現在

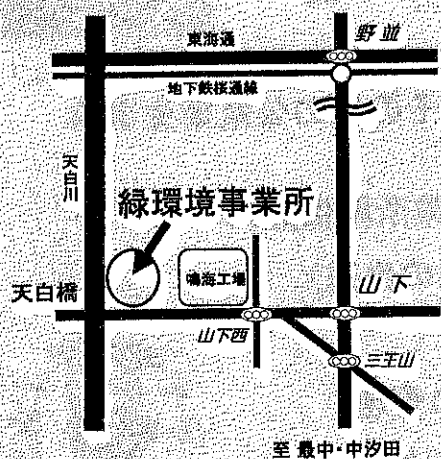


環境事業所と保健環境委員の協働、 資源とごみの分別、収集について



1

緑環境事業所の所在地



緑区鳴海町字天白90番地
TEL (052)891-0976
FAX (052)891-0276
月～金 8:00～16:45

2

緑環境事業所の組織と役割



所長

事務係 係長1名 主事3名 嘱託員1名

自己搬入受付、集団資源回収団体登録及び報告受付、学区活動助成金関連事務など

指導管理係 係長1名 清掃主事1名 清掃運転士22名

資源・ごみの排出、処理に関する指導及び市民啓発、
資源・ごみの減量化及び資源化事業の実施、
多量排出者に係るごみの資源化及び適正処理指導、
ごみ収集車の運転及び管理事務など

作業係 係長1名 清掃主事5名 技士63名 嘱託員4名

資源・ごみ、し尿の収集作業、
資源・ごみ、し尿の収集及び運搬作業事務など

※この他、民間会社から借り上げた収集車の運転手など

3

保健環境委員

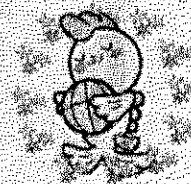
～地域住民と行政とのパイプ役～



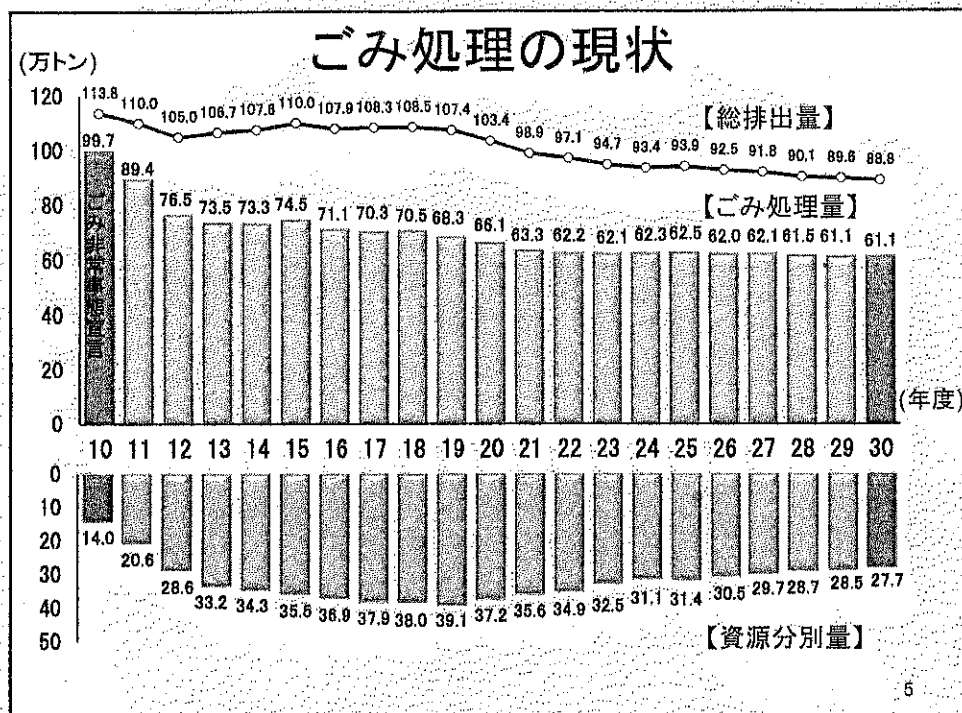
地区衛生活動の中心となり公衆衛生を増進するため、
保健所業務、環境事業所業務その他の公衆衛生事業
への援助及び協力

<援助及び協力内容(環境事業所関係分)>

- 広報活動(ごみの減量・分別の推進)
- 資源集積場所の管理
- 資源・ごみに関する看板等の管理
- 地域への資源・ごみの収集日等周知
- 各種チラシ・ポスター等の回覧・掲示



4



資源とごみの収集方法と収集車

- 曜日や時期によって違いますが、緑環境事業所の場合、50台ほどの収集車（一部は民間委託）で朝8時半に出発し、午後4時頃までかけて資源とごみを収集しています。
- 収集車によって違いますが、原則午前中2回、午後2回、収集地域と工場を往復して収集しています。
- 収集は資源やごみの種類ごとに別々の収集車で収集しています。
- 収集車には大型プレス車と小型プレス車などがあり、道幅に応じて配車しています。

資源・ごみを出すときのお願い

1 ネットを利用しましょう

【飛散防止】

プラスチック製容器包装を、玄関前などに出される際は、風で飛ばされないよう、ネットをかけるなど飛散防止措置を。



【カラス対策】

カラスがつつけない目の細かく、重りがついている物を、ごみの上にしっかり掛け、隙間を作らないようかけてください(巾着式の使用は避けてください)。

※生ごみを減らしたり、生ごみを新聞紙や紙袋などで包み、カラスに中身が見えないようにしましょう！

7

- 2 収集日の朝8時までに出していただくようご協力を！
収集時間は季節や道路事情、資源・ごみの量などにより大幅に変動する場合があります。

朝8:00

- 3 発火性危険物は別の袋で出してください！
スプレー缶類等発火性危険物の混入等による車両火災及び破碎工場の火災が発生しています。



※可燃ごみの収集日に資源用指定袋または透明・半透明の袋で可燃ごみとは別にして出してください。

- 4 資源・ごみを出すときは、道路際に出してください！
敷地内の奥まった場所へ置くと、資源・ごみとして出された物が判別がつきにくく、見逃されることがあります。

8

プラスチック製・紙製容器包装を資源へ

プラ製・紙製容器包装の
資源分別量・分別率が大きく減少

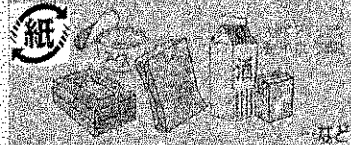
可燃ごみへの
混入が原因

容器包装の分別は
マークが目印！！

プラスチック製容器包装

紙製容器包装

資源



<参考>

可燃

プラスチック製品



9

「古着・古布」は大切な資源です

- ・「古着・古布」はリサイクル活動へ

【集団資源回収】 学区団体や町内会などが実施

【リサイクルステーション】

市民団体がスーパーの駐車場などで実施



- ・古着・古布（皮革製品も可）

衣料品全般、下着・靴下、シーツ、マフラー、
タオル、かばん、カーテン、毛布 など

- ・出し方 雨でぬれないように!

透明か半透明の袋に入れ、袋の口を固く結んで



10

緑区保健環境委員の皆さまへ

資源ステーションにおいて、不適正に排出された資源・ごみについて、次のように対応していただくようお願いいたします。
また、排出ワナーを指導いただく場合は、無理のない範囲で行い、悪質な場合は環境事業所にご連絡ください。

<p>① 資源の袋に混入していたごみを分別していただいた場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り除いたごみはボランテニア袋（可燃物は「可燃」のボランテニア袋、不燃物は「不燃」のボランテニア袋）に入れてください。 【ボランテニア袋は原則学区保健環境委員会会長より配布】 ○ ボランテニア袋の排出方法 ごみを入れたボランテニア袋はそのまま資源ステーションにお出しくください。ただし資源収集日経過後に該当のボランテニア袋が残っている場合には、環境事業所にご連絡ください。
<p>② 粗大ごみ、パソコン・電化製品など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源ステーションの隅等に置き、「不法投棄物 警察に通報します」という貼り紙をして、環境事業所にご連絡ください。 おおよそ1週間後（次の収集日まで）には収集します。
<p>③ 割れた空きびん</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 割れた空きびんは、「リサイクル過程で支障となるため、不燃ごみとして扱ってください。（新聞紙や紙で包み、「割れ物」と朱書き、不燃ごみとして排出してください。【排出方法は①同様】）
<p>④ ダンボール・雑誌</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝票類など排出者が特定できるものがあつた場合 ⇒ 環境事業所へご連絡ください。環境事業所が排出者に指導を行います。 ○ 排出者が特定できない場合 ⇒ 下記の優先順位で対応をお願いします。 ・まずは、集団資源回収・リサイクルステーションに出すことをご検討ください。 ・多量であり、集団資源回収等の日程に合わない・一時保管場所がない等の場合 ⇒ 環境事業所にご連絡ください。 ・少量であるが、資源収集の障害になったり、一次保管場所がない場合 ⇒ ボランテニア袋（可燃）に入れて、資源ステーションに出してください。
<p>⑤ 共同住宅の資源ステーションの管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出ワナーに問題がある共同住宅があれば、環境事業所にご連絡ください。 所有者・管理者に管理責任がありますので、環境事業所が所有者・管理者に指導を行います。